

昭和 30 年 12 月 8 日

臨時税制調査会中間答申

臨時税制調査会

昭和 30 年 12 月 8 日

内閣総理大臣 鳩山一郎 殿

臨時税制調査会

会長 原 安三郎

昭和 30 年 8 月 26 日付で諮問を受けた税制改正の方策に関しては目下慎重に検討中であります。とりあえず昭和 31 年度において措置すべき事項について、別紙のとおり答申いたします。

臨時税制調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、国税及び地方税を通じて、我国の最近の諸情勢に即応すべき合理的な租税制度の確立を期し、本年 8 月以来税制改正の諸方策について鋭意検討を加えてきた。我国租税制度の全般的改革については、その影響するところも広く、内容も複雑であるので、目下慎重に検討中であつて、今日なお結論を得るに至つていないが、昭和 31 年度税

制改正に関連する事項について、とりあえず次のとおり答申する。

臨時税制調査会中間答申

- 1 国民負担の現状等にかえりみるときは、最近数次の減税措置によりやや負担の軽減をみたとはいえ、国税及び地方税の負担は、なおかなりに重く、また租税負担の実情は必ずしも均衡を得ていないと認められる。国民生活を安定し、勤労、事業及び投資の意欲を刺戟して経済の発展を期するためにも、また税務の円滑な執行により国民負担がより公平に分担されるためにも、今後一層租税負担の軽減と合理化とに努力しなければならない。
- 2 しかし、昭和31年度においては、国及び地方団体の歳出増加の要請は特に強く、その削減に努力を払つたとしても、なお歳出の若干の増加は避けられないと思われる。一方、税制としては、昭和30年度の改正が平年度化されることにより国税地方税をあわせて300億円余に相当する減税が実施される。これら的事情にかえりみれば、昭和31年度において、国民所得の増加による租税の自然增收を財源として新たな減税措置を実施することは困難であると思われる。しかし、租税負担の現状よりすれば、一般的に国民負担を増加せしめるような増税措置

は、極力これを避けなければならない。国及び地方団体は、極力歳出の圧縮によつて歳出歳入の均衡を図るよう努力すべきである。

歳出削減も強行できず、租税負担の増加をも回避しようとするときは、歳入増加の一方法として、国債を発行するという考え方がでてくるかもしれないが、決して国債発行という安易な方法に頼つてはならない。現在毎年度発行されている地方債についても、公営企業の収益を元利償還財源とする公営企業債は別とし、いわゆる普通会計債については、歳出の削減、一般財源への振替等により極力その圧縮に努力すべきである。

なお、最近のたばこの売行状況によれば、昭和31年度におけるたばこ専売事業の益金は、本年度予算額を下廻るものと予想されているが、租税収入において国民所得の増大に伴う自然增收が期待されている折から、たばこ専売事業においても、たばこ消費税を含み、来年度において少くとも昭和30年度予算額とほぼ同程度の益金を確保することを目途として、品質の改善、経営の合理化等所要の措置を講すべきである。

3 現在の租税体系においては、特に直接税において負担が重く、また、租税負担の不均衡が生じていると認められる。したがつて、この際まず考慮しなければならないことは、直接税の軽減

とその負担の不均衡は是正である。

これがためには、一般売上税又は附加価値税を創設し、その税収によつて直接税を大巾に軽減するという考え方もあるが、これは慎重に検討すべき問題であつて、昭和31年度において取り上げるべき問題ではない。

また、昭和31年度において、減税のための財源を自然増収に求めることの困難なことは、前に述べたとおりである。しかし、直接税のうち、給与所得者の負担は他の所得者の負担にくらべて特に重いと認められるから、この点における不均衡の是正だけは能う限り昭和31年度において行うことが望ましく、間接税の一部増徴等によつて財源を捻出しても、給与所得控除引上等の措置による給与所得者の負担軽減を行うことが適当であると考えられる。

次に、現存する税制上の各種の特別措置は、それぞれ政策的効果をねらつて設けられたものであるが、経済の正常化に伴い、漸次これを整理し、税制の簡素化と負担の均衡化に資すべきである。したがつて、昭和31年度税制改正においては、新規特別措置の追加ないし既存の特別措置の拡充を行わないことはもちろん、著しい負担の不均衡をもたらしていると考えられるものについては再検討すべきである。

なお、法人形態の企業の租税負担が、通常の場合、同一の経営実体を有する個人形態の企業の租税負担よりも軽いことも検討を要する問題点である。しかし、この不均衡を調整するためには、直接税体系全般の改革を必要とするので、差当り昭和31年度税制改正においては、この問題の解決を見送らざるを得ないと思われる。

4 地方税制度の改正は、国税の改正と相俟ち総合的に検討されることが必要であるが、最近における地方財政の窮乏はすでに放置を許さない情況に立ちいたつているものと思われるので、地方財政健全化のための諸措置の一環として、緊急と思われる地方税制度の改正については、昭和31年度においてこれを行うことが必要である。

すなはち、最近における地方財政規模は膨張を続け、毎年赤字が発生して、その累積額は相当の額に上つていると認められる。このような過去の赤字を解消するためには、現在国会で審議中の地方財政再建促進特別措置法案の成立実施に俟つことが必要であるが、地方財政の健全性を確立するためには、昭和31年度において、国及び地方を通じて地方財政再建の根本的対策を樹立し、将来において再び赤字が生じないよう適切な措置を講じなければならぬ。

右の根本的対策を講ずるに当つては、まず地方歳出の徹底的圧縮と現行税制の下における歳入確保とに努むべきである。歳出圧縮のためには、国において地方歳出膨張の原因となつてゐる現行の諸制度を地方団体の財政力に適応するよう改革することとし、このため、たとえば教育委員会をはじめとする各種行政委員会の廃止又は簡素化、地方議会制度の簡素合理化等の制度改革を行うとともに、地方団体の負担を軽減するよう公共事業の圧縮その他国庫補助金の整理合理化等を図る必要がある。

また地方団体においては、地方行政機構の簡素合理化を行うとともに、行政事務の整理、赤字のもつとも重要な原因となつてゐる地方公務員の給与費の圧縮等により経費の思い切った消滅を実施すべきである。一方、歳入確保のためには、地方団体は、地方税の賦課の適正化、滞納の防止及び整理の促進等により歳入の充実に努力すべきはもちろんである。

また、地方団体の責任において生ずる追加的な費用は、その地方団体が自らの住民に負担を求めることにより解決を図るべきであり、このためには、追加的財政需要に応じて各地方団体において標準税率をこえて課税することとすべきである。なお、地方税制自体についても、現行の標準税率及び制限税率の制度に再検討を加えて、一層弾力性を持たせるよう措置することを

考慮すべきである。

しかしながら、地方財政の現状にかえりみれば、右の措置によつてもなお財源が不足するものと認められるが、現在の国民の租税負担増加をできる限り避けるためには、まずもつて一部の地方団体に偏在する財源の一部を吸収し、これを他の地方団体に振り向ける調整措置を講ずる必要がある。すなはち、

(1) 入場譲与税制度を廢止し、入場税収入を地方交付税財源に加える。

(2) 法人事業税の税率ならびに道府県民税及び市町村民税中法人税割の税率を引き下げ、これによる法人の負担軽減額を法人税として徴収するとともに、たばこ消費税の税率を引き上げて法人税の增收額に相当する額だけ地方団体の独立財源を補てんする。

以上のような調整措置を講じた後、なお一般的に地方財源が不足する場合においては、地方自治の本旨にかえりみ、地方税の増税を行うのもやむを得ないであろう。この場合においても、国民の租税負担の一般的な増加は極力避け、できる限り負担不均衡是正のための措置に限る方針により、地方財源の不足を補てんする範囲内において、次の措置の全部又は一部を講ずるのが適当である。

- (1) 農業に対する事業税の課税、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本中央競馬会等の所有する全固定資産に対する固定資産税の課税、国有林野及び府県有発電施設に対する固定資産税相当額の納付金制度の創設、国、地方団体の所有する固定資産に対する使用者課税又はこれに代るべき納付金制度の創設を行い、その他各種の非課税規定を整埋する。ただし、国、地方団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の所有する固定資産に対する課税又はこれに代るべき納付金制度の創設を行うに当つては、これらの固定資産の特殊な性格と負担の激増とを考慮し、軽減税率の適用等の措置を検討する必要がある。
- (2) 受益者負担の趣旨を徹底するため、目的税として都市計画税を創設する。
- (3) 撃発油との均衡を考慮し、自動車用軽油に対し消費税を課税する。
- 以上の諸措置により来年度の地方財政の收支が確定した後において、最終的に地方交付税の税率によりその過不足を調整するのが適当である。なお、地方交付税の現行の配分基準は簡素合理化する必要がある。
- 5 期限の定のある租税上の特別措置で近く期限の切れるものに

については、適用期間の終了に伴い、原則としてこれを廃止すべきであり、次に掲げる措置についても、この原則に従い、次のように処理するのが適当である。

(1) 居住外国人の所得税課税の特例について

租税特別措置法第4条から第5条の3までに規定する居住外国人の所得税課税の特例措置は、昭和30年末をもつて期限が切ることとなつているが、この措置を更にこのまま延長することは、内外人平等の原則からみて適当でない。しかし、この措置の廃止により生ずる租税負担の急激な増加を緩和するため、何等か短期の経過措置を検討することが必要と思われる。

(2) 昭和30年産米穀の予約売渡代金の一部非課税措置について

昭和30年産米穀の予約売渡により生ずる所得の一部は、特別法をもつて非課税とされている。この措置は、昭和30年産米穀について予約売渡制度が採用されたのに伴い、集荷促進の見地から講ぜられたものであるが、この措置により租税負担の不均衡をもたらしているから、米穀管理制度の再検討と相まって、できるだけ速やかにこのような措置を廃止すべきである。

6 租税債権と私債権との調整、滞納処分と強制執行との調整、租税の徵収の円滑化、効率化等の観点から、租税の徵収に関する制度について全般的検討を加えることが必要と認められるが、

この問題は特に専門的事項に属するので、専らこの問題を調査審議するため、当調査会とは別に専門の調査会を設けるのが適当である。

なお、当面においては、滞納処分の対象となつた物件について私債権者より換価処分の促進を図ることを可能ならしめる制度及び強制執行等の対象となつた物件について徴税当局より換価処分の促進を図ることを可能ならしめる制度を設けるため、必要な立法措置を講すべきである。

